

## 教員免許状更新講習規約

### (目的)

第1条 この規約は、清和大学及び清和大学短期大学部（以下、「運営者」という。）が、教育職員免許法第9条の3第1項の規定の基づき実施する免許状更新講習（以下、「更新講習」という。）について、その内容、実施方法等について規定することを目的とします。

### (更新講習の内容)

第2条 運営者が実施する更新講習の内容は、免許状更新講習規則（平成20年文部科学省令第10号）第4条第1項第1号及び第2号に規定する事項とします。

2 前項に規定する事項について、第1号の事項と第2項の事項に関する講習は、別個の講習とし、原則として一括して実施することはありません。

3 第2号の講習については、指定時間の一部について分割した講習を実施することがあります。

4 第1項の実施内容の詳細については、免許状更新講習規則第4条第2項に基づく文部科学大臣の定めるところに準拠し、文部科学大臣の認定を受けたものとします。その内容については、Webの講習基本情報で確認してください。

### (更新講習の対象)

第3条 運営者が提供する講習の対象者は、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の普通免許状又は特別免許状を有する者とします。

### (更新講習内容の確認)

第4条 運営者はWebに講習基本情報等を掲示してその内容を周知するものとし、受講者は、自己の責任において講習内容を確認し受講するものとします。

### (受講確認)

第5条 受講者は、受講する更新講習の内容を確認の上受講申込書を提出し、運営者の指示する方法により受講料を納入することによって、受講申込が完了するものとします。

2 受講料の額、納入方法等については、運営者の定める教員免許状更新講習実施に関する細則（以下、「細則」という。）の規定によるものとします。

3 申込書の内容確認及び受講料の納入を確認した後、運営者は受講を許可するものとし、受講証を発行します。

4 受講申込が完了した後は、運営者は正当な理由のない限り受講の申込の撤回を求め又は一方的に受講許可を取り消したりすることはありません。

### (講習の実施)

第6条 免許状更新講習の実施、認定試験、終了又は履修証明書の発行等については、細則の規定によるものとします。

### (講習許可の取消し)

第7条 第5条第4項の規定にかかわらず、細則第11条に規定する学内での禁止行為を行い、又は出席確認並びに認定試験において不正行為があったと運営者が認めるときには、なんら予告することなく受講許可を取り消すことがあります。この場合納入した受講料は返還しません。

### (個人情報の保護)

第8条 運営者の取得した個人情報は、更新講習の実施に必要な内容

を適切に使用するものとし、これを第三者に提供することはありません。

2 運営者は善良な管理者の注意を持って個人情報を管理し、更新講習の実施に必要な期限を経過した後は、これを適切に処分するものとします。

### (免責条項)

第9条 運営者が提供する更新講習及び付随する情報提供に起因して受講者（申込者等を含む。）又は第三者が損害を受けた場合であっても、なんら責任を追わないものとします。

### (損害賠償の請求)

第10条 受講者（申込者等を含む。本条において同じ。）が本規約に違反して運営者に損害を与えた場合には、運営者は当該受講者に対して損害賠償を請求することが出来るものとします。

### (準拠法令)

第11条 本規約は、日本国の法令に準拠するものとします。

### (合意管轄裁判所)

第12条 本規約に起因するすべての紛争については、千葉地方裁判所を民事訴訟法第11条第1項に規定する裁判所とします。

### (附則)

1 この規約は、平成21年5月1日から実施します。

2 教育職員免許法、同施行規則及び免許状更新講習規則に規定する免許状更新講習に関する規定並びに運営者が規定する教員免許状更新講習実施規程、教員免許状更新講習実施規則及び教員免許状更新講習実施に関する細則の規定は、この規約の上位規範とし、受講者に適用されるものとします。

3 Webに掲載の免許状更新講習システム利用規約及び免許状更新講習申込規約は、この規約の内容の一部とします。

4 Webに掲載の規約、各種情報と、運営者が提示する印刷された規約、情報とに齟齬がある場合においては、印刷された規約、情報を優先するものとします。

## 免許状更新講習システム利用規約

### (利用規約の適用)

第1条 教員免許状更新講習システム利用規約（以下、「本規約」という。）は、清和大学、清和大学短期大学部（以下、「運営者」という。）が提供するWebを利用したサービス（以下、「本サービス」という。）を利用する権限を付与された者（以下、「利用者」という。）に対して適用されます。

2 本規約とは別に、運営者が別途定める利用規約及び諸規程（以下「個別規約」という。）は、それぞれ本規約の一部を構成するものとし、本規約と内容が異なる場合には、個別規約の内容が優先して適用されるものとします。

3 運営者が利用者に対して発する通知は、本規約の一部を構成するものとします。

### (利用規約の遵守)

第2条 利用者は、本規約を遵守しなければならないものとします。

### (利用規約の変更)

第3条 運営者は、事前に予告することなく本規約を変更することがあります。この場合における本サービスの利用条件は、変更後の利用

規約によるものとします。

2 利用者が本サービスを継続して利用する場合には、変更後の利用規約に同意されたものとみなされます。

3 変更後の利用規約は、運営者が別途定める場合を除き、Web サイト上に掲示された時から効力を生じるものとします。

(通知)

第4条 運営者は、WEB サイト上への掲示、電子メールによる送付又はその他運営者が適当と判断する方法により、利用者に対して随時必要な事項を通知します。

2 前項の通知は、Web への掲示又は電子メールを発送した時から効力を発するものとします。

(利用者の責務)

第5条 利用者は、本サービスが提供する情報の正確性、信頼性及び有用性をその責任において判断するものとします。

2 利用者は、本サービスの利用にあたって登録した情報、及び運営者によって発行された受講者IDをその責任において管理するものとします。

3 利用者は、本サービスの利用にあたって他の利用者又は第三者に損害を与え、又は自ら損害を受けた場合は、その責任において解決するものとします。

(知的財産権)

第6条 本サービスが提供する全ての情報(文書、画像、その他の著作物等)に関する諸権利は、運営者又は当該知的財産権の所有者などの権利者に帰属するものとします。

(禁止事項)

第7条 利用者の以下の行為を禁止します

- (1) 法令に違反する行為。
- (2) 公序良俗に反する行為。
- (3) 他の利用者、第三者及び運営者の利益を侵害する行為。
- (4) Web の目的に照らし、不適切と判断される行為。
- (5) その他運営者が不適切と認めた行為。
- (6) 前号の行為を準備、勧誘又は助長する行為。

(サービス内容の変更)

第8条 運営者は、本サービスの内容を随時変更することができるものとします。これにより利用者又は第三者が損害を受けた場合であっても、運営者は何らの責任を負わないものとします。

(サービスの中断・終了)

第9条 運営者は、本サービスを随時中断又は終了することができるものとします。これにより利用者又は第三者が損害を受けた場合であっても、運営者は何らの責任を負わないものとします。

(個人情報の取扱)

第10条 運営者は、別途定める個別規約を遵守し個人情報を適切に保護するものとします。

(免責事項)

第11条 運営者は、本サービスが提供する全ての情報(リンク先ホームページに掲載された情報を含む)に起因して利用者又は第三者が損害を受けた場合であっても、何らの責任を負わないものとします。

(損害賠償の請求)

第12条 利用者が本規約に反した行為をし又は不正若しくは違法に

本サービスを利用することにより、運営者に損害を与えた場合、運営者は該当利用者に対して損害賠償の請求(弁護士費用を含む)を行う場合があるものとします。

(準拠法)

第13条 利用規約の解釈・適用は、特段の定めのない限り、日本の法令に準拠するものとします。

(専属的合意管轄裁判所)

第14条 本サービスの利用に関するすべての紛争については、特段の定めのない限り、千葉地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所と致します。

附則

この規約は、平成21年4月9日から適用します。

2 この規約は、平成21年5月1日から適用します。

## 免許状更新講習申込規約

(受講の申込について)

第1条 受講を希望される方は、本規約に同意の上、所定の手続きに従ってお申込みください。

2. お申し込みの電子情報が事務局に到達した後、お申し込んだ方の受講資格を確認し、受講資格がある場合には受講料等のご連絡をいたします。手続書類を提出し、受講料を納入することにより、受講申込み手続きの完了となります。

3. 講座の受講を希望された場合であっても、申込が一定数に満たない場合には、講習開設者の判断により講座を開催しないことがあります。この場合、納入した受講料の全額を返還します。

(受講料について)

第2条 受講料については「清和大学における免許状更新講習実施に関する細則、清和大学短期大学部における免許状更新講習実施に関する細則」に定めております。

2 受講料は講座によって異なります。

3 受講料には、特に明示した場合を除き、教材費、テキスト代、実習費、保険料などは含まれません。

(受講のキャンセル)

第3条 受講のキャンセルについては「清和大学における免許状更新講習実施に関する細則、清和大学短期大学部における免許状更新講習実施に関する細則」に定めております。

2 受講申込み手続きの完了後キャンセルする場合は、速やかにキャンセル手続きを行ってください。

3 講座開講日以降のキャンセルはできません。

4 開講前に受講者の都合で受講をキャンセルされた場合の返金手数料は受講者をご負担ください。

(休講・補講・代講)

第4条 休講、補講及び代講については次の各号のとおりとします。

(1) 講師の都合及び事故、災害、ストライキなどによりやむを得ず休講する場合があります。この場合には、補講を行います。

(2) 休講・補講の連絡は、原則としてWebへの掲示でお知らせします。但し、緊急時の休講〔交通機関の不通及び暴風警報または大雪警報発令(大雨・洪水・波浪警報は対象外)〕の場合にも、Webへの掲示にて公開します。ただし、Webのダウン、職員勤務時間外、出勤

不能等で対応できない場合が有ります。

(3) 講師の都合及び事故、災害、ストライキなどによりやむを得ず講師を変更して実施する場合があります。この場合、担当講師と同等以上の資格の者が担当します。

(受講証)

第5条 受講申し込み手続き完了後受講証が発行されます。各自がWebから印刷してください。また、取り扱いは次の各号のとおりとします。

- (1) 受講証は、受講の際必要となりますので常時携帯してください。
- (2) 受講証は、本人に限り有効となります。他人に貸与したり譲渡したりすることはできません。
- (3) 受講証を紛失された場合は、速やかに講習開講場所の受付までご連絡ください。確認の上、再発行の手続きをいたします。この場合、Web上の受講証を再度印刷しないでください。

(受講に際してのお願い)

第6条 受講に際しての遵守事項は「清和大学における免許状更新講習実施に関する細則、清和大学短期大学部における免許状更新講習実施に関する細則」に定めております。

2 他の受講生や講師に対する迷惑行為、また他の受講生に不安を与える行為をしないこと。特に、暴力行為や脅迫行為は、いかなる事情であろうと一切禁止いたします。

3 講習の施設等を利用し、著作権やプライバシーを侵害する恐れのある行為を禁止いたします。

4 本講習のあらゆる内容の無許可転載・転用を禁止します。また、本講習の録画、写真撮影等についても禁止いたします。

5. 講習会場内で、物品、文書等の頒布、販売することを禁止いたします。

6 定められた場所以外での飲食、喫煙を禁止いたします。

7 講習の受講風景などを撮影し、広報などに利用する場合があります。予めご了承ください。

(その他)

第7条 本サービスの利用において本規約に定めのない事項については、免許更新講習システム利用規約第1条第2項及び第3項が準用されます。

附則

この規約は、平成21年4月9日から適用します。

2 この規約は、平成21年5月1日から適用します。

## 清和大学短期大学部における免許状更新講習実施に関する実施細則

(目的)

第1条 この細則は、清和大学短期大学部における免許状更新講習実施に関する規則第13条第1項の規定に基づき、免許状更新講習(以下「更新講習」という。)実施に関する細則を定めることを目的とする。

(受講対象者)

第2条 更新講習を受講できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 教育職員免許法第9条の3第3項に該当する者(同条第4項に

該当する者を除く。)

- (2) 教育職員免許法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)(以下「改正法」という。)附則第2条第2項の規定に基づき、更新講習終了確認を受けなければならない者(教育職員免許法第9条の3第4項に該当する者を除く。)

- (3) 改正法附則第2条第7項規定する者であって、教育職員免許法第9条の3第3項第2号に規定する者

2 前項に規定する者が更新講習を受講できる時期は、次の各号の規定によるものとする。但し、前項第3号に該当する者はこのかぎりではない。

- (1) 教育職員免許法第9条第1項又は第2項の規定により効力を有するものとされる日の2年2ヶ月前の日から、効力を有するものとされる日までの期間

- (2) 改正法附則第2条第3項第1号から第3号に規定する更新講習終了確認期限の日の2年2ヶ月前の日から、終了確認期限の日までの期間

3 教育職員免許法第9条の2第6項又は改正法附則第2条第4項の規定により有効期限又は確認期限を延長された者については、前項の適用について延長された期限をもって、効力を有する日とされた日又は更新講習終了確認期限の日とみなすものとする。

(更新講習実施の公示及び必要事項の伝達)

第3条 更新講習実施の公示は、本学Webサイトへの掲示により行うものとする。

2 前項のWebサイトへの掲示により、更新講習実施の時期、時間割、受講の仮登録及び登録の期間等の伝達を行うものとする。

(更新講習実施の仮登録及び登録)

第4条 更新講習実施の仮登録は、免許更新講習システムを利用するものとする。

2 仮登録を完了した者は、更新講習実施の登録を行うものとし、次の各号の書類を提出しなければならない。

- (1) 更新講習受講申込書(受講資格証明を含む)
- (2) 事前アンケート

(更新講習受講者の許可)

第5条 更新講習の受講は、開設科目の要件に反しない限り、学長がこれを許可する。

(講習料の納入等)

第6条 更新講習の受講を許可された者は、別表1で規定する講習料を指定の期日までに、開講者が指定する金融機関に振込み、納入するものとする。振込手数料は受講者の負担とする。

2 指定の期日までに講習料を納入しない者については、受講許可を取り消すものとする。

3 講習料を納入した後に受講を辞退した場合には、別表2に規定する額を、受講者の指定する金融機関に振込み、返還するものとする。ただし、振込手数料は受講者の負担とする。

4 開講の前日に連絡することなく受講しなかった場合には講習料を返還しない。

5 前項の受講辞退の申し出は、所定の様式により文書で行うものとし、当該文書を開講者が事務窓口で受領した日を返還額算定の基準日とする。文書を郵送した場合には、当該郵便物に押捺された消印の日

時を窓口受領の日時とみなす。

6 更新講習の実施にあたり必要とする教材費等は別途徴収する。教材費等を徴収する場合は、あらかじめ募集要項に表示するものとする。

(全時間出席の義務)

第7条 更新講習受講者は、開講時間の全てに出席すべきものとする。

(出席確認手続き及び出席確認時の不正行為の禁止)

第8条 出席確認は、毎時間、本学所定の方法で行う。

2 講習開始後10分以内に会場に入場した者については出席とし、それ以降は入場を認めず、欠席とする。

3 出席確認について不正があった場合には、その行為を行った者及びその行為の対象となった者を欠席とする。この場合において、不正行為を行った者の一方的行為であって、相手方による依頼がない場合であっても、欠席とする。

(会場内における受講者の遵守事項)

第9条 受講者は、次の各号に当たる行為を行ってはならない。

- (1) 学園での指定の場所以外での喫煙
- (2) 会場内での携帯電話の使用
- (3) 学園周辺道路及び学園内指定駐車場以外の場所での駐車
- (4) 講習の円滑な実施を妨げる行為

(修了認定及び履修認定)

第10条 更新講習の課程において、あらかじめ定められた基準により、30時間以上の講習を受講した者については、修了認定を行うものとする。

2 更新講習の課程において、あらかじめ定められた基準により、所定の時間の講習を受講した者については、履修認定を行うものとする。

3 修了認定(履修認定を含む。以下同じ。)は、筆記試験によるものとする。ただし、実技、実習、実験を伴う講習については、その結果に関するレポート、実技試験、作品評価により、修了認定を行うことがある。

4 講習における各授業の出席時間数が6分の5に満たない者は、修了認定試験又は履修認定試験を受けることができない。

5 試験は担当講師の授業終了時に実施するものとする。

6 試験時に不正行為を行った者については、受講許可を取り消すものとする。この場合、既納の受講料は返還しない。

7 不正行為とみなす行為については、あらかじめ公示するとともに、試験開始時に口頭で注意するものとする。

8 試験を欠席した者については、追試験を行うことがある。

(修了認定結果の公示)

第11条 修了認定の結果は、合格、不合格で発表する。

2 認定結果に対する異議は認めない。ただし、不合格者から請求があれば、その理由についての説明は行うものとする。

(証明書の発行)

第12条 更新講習の課程を修了した者には、修了証明書を交付する。

2 更新講習の課程において、あらかじめ定められた基準により、所定の時間の講習を受講し試験に合格した者については、履修証明書を交付する。

2 修了証明書又は履修証明書は、盗難、火災又は自然災害により滅失した場合を除いて、再交付しない。

(改正手続)

第13条 この細則は教授会の議を経て、改正するものとする。

附則 この細則は、平成21年4月1日から施行する。

別表1

受講区分	受講料	講習時間
必修領域講習	12,000円	12時間
選択領域講習	6,000円	6時間

別表2

講習開始の日からさかのぼって15日目に当たる日以前	納入した金額から事務手数料1,000円を控除した額
講習開始の日からさかのぼって14日目に当たる日から講習開始の日からさかのぼって8日目に当たる日	納入した金額から30%を控除した額
講習開始の日からさかのぼって7日目に当たる日から講習開始日の前日	納入した金額から50%を控除した額